

「岐阜市 親と子のハンドブック ぶりあ」共同発行业業 広告付物品提供者募集要領

1 目的

この要領は、岐阜市内の妊娠又は子育て中の保護者等を対象に配布する、本市の子育てに関する行政サービス等に関する内容を掲載した「岐阜市 親と子のハンドブック ぶりあ」（以下「ぶりあ」という。）を民間事業者との共同事業として発行するに当たり、「ぶりあ」に広告を掲載し、岐阜市へ無償で提供する民間事業者（以下「広告付物品提供者」という。）をより公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めるものとする。

なお、この事業については、広告付物品提供者が自らの責任で募集する広告収入等にて財源を確保する方法により、企画、編集、印刷、納品等のぶりあ作成に係る全ての経費を岐阜市が負担することなく発行するものである。

2 募集の内容

広告付物品提供者 1者

3 事業内容

(1) 事業名称

「岐阜市 親と子のハンドブック ぶりあ」共同発行业業

(2) 事業内容

別添『「岐阜市 親と子のハンドブック ぶりあ」共同発行业業仕様書』のとおり

4 応募資格要件

広告付物品提供者に応募する者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 参加表明書兼誓約書等の提出期限の日から協定締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和 62 年 3 月 27 日決裁）の規定による資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 令和 4 年度以降において、地方公共団体等の広告募集事業に関する契約等（民間事業者との契約を含む。）を履行した実績及び情報誌の発行业業と同種又は類似する事業（以下「本事業と同種の事業」という。）の実績があること。

5 スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 募集期間（公告期間） | 令和6年11月11日（月）～12月6日（金） |
| (2) 質問期間 | 令和6年11月11日（月）～11月25日（月）午後5時 |
| (3) 質問回答期限 | 令和6年11月29日（金） |
| (4) 参加表明書提出期限 | 令和6年12月6日（金）午後5時 |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和6年12月13日（金）午後5時 |
| (6) ヒアリング、審査 | 令和7年1月10日（金） |
| (7) 審査結果通知 | 令和7年1月17日（金） |

※スケジュールについては、岐阜市の都合により変更する場合があります。

6 提出書類等

(1) 提出書類

この募集に参加を希望する者は次の書類を提出すること。

	書類名	様式	部数	提出期限
①	参加表明書兼誓約書	様式1	1部	12月6日
②	提案者情報書	様式2	8部	12月13日
③	事業実績書	様式3		
④	事業実績の内容が確認できる契約書・協定書等の写し	任意	1部	
⑤	企画提案書	任意	8部	
⑥	事業実施体制	様式4		

※必要な書類は、岐阜市ホームページ

(<https://www.city.gifu.lg.jp/business/nyuusatsu/1005619/1013670.html>)から入手すること。

(2) 参加表明書兼誓約書の提出

(ア) 提出期限

令和6年12月6日（金）午後5時まで

(イ) 提出先

500 - 8701 岐阜県岐阜市司町40番地1（岐阜市役所18階）

岐阜市子ども未来部子ども政策課 担当：谷ノ上、石子

電子メール：kodomosei@city.gifu.gifu.jp 電話：058-214-2397（直通）

(ウ) 提出方法

所定の様式（様式1）により、（イ）提出先まで持参、書留郵便、電子メール又はそれに準じるもので提出すること。電子メールで提出する場合は、電話にて着信確認を行うこと。

なお、提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

※この募集への参加は、参加表明書兼誓約書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意、代表者印及び辞退理由必須）を（イ）提出先まで持参、書留郵便、電子メール又はそれに準じるもので、提出すること。

(3) 提案者情報書、企画提案書等の提出

(ア) 提出期限

令和6年12月13日（金）午後5時まで

(イ) 提出先

6 提出書類等 (2) (イ) と同じ

(ウ) 提出方法

提出書類 (6 提出書類等 (1) ②～⑥) を番号順にした上で、(イ) 提出先まで持参若しくは書留郵便又はそれに準じるもので、提出すること。

なお、提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

(電子メールでの提出は認めないので注意すること。)

(4) 提案者情報書 (様式 2)

提案者の情報について必要事項を記載すること。

(5) 事業実績書 (様式 3)

令和4年度以降に実施した本事業と同種の事業を10件まで記載すること。

10件を超える場合は、代表的な事業を記載すること。

(6) 事業実績の内容が確認できる契約書、協定書等の写し (任意様式)

(5) で記載した事業内容の内容が確認できるような契約書、協定書等の写しを添付すること。

(7) 企画提案書 (任意様式)

企画提案書の作成に当たっては以下の点に留意すること。

(ア) 企画提案書は文字サイズを10ポイント以上とし、A4版・左上1箇所綴じとすること。

なお、必要に応じてA3版横でも差支えないが、A4版のサイズに折り込むこと。

(イ) 『「岐阜市 親と子のハンドブック ぶりあ」共同発行事業仕様書』に従い、ぶりあ発行に関し、必要な事項を提案すること。

なお、企画提案書には以下の事項を記載するものとし、①～⑧は必須、⑨は任意とする。(各事項を容易に把握できるのであれば、順序の変更可)

①実施方針・コンセプト

②事業スケジュール

③紙質

④冊子全体の台割及びデザイン見本

⑤母子保健情報や子育て支援情報等に関するコンテンツ案

⑥広告掲載予定数及び掲載予定広告案 (広告サイズ、広告配置場所、掲載を予定している広告主の業種 など)

⑦広告募集計画

⑧アフターサポート体制

⑨その他独自の提案

(ウ) 企画提案書は1者につき1提案とする。

(8) 事業実施体制（様式 4）

事業実施体制の作成に当たっては、以下の点に留意すること。

（ア）協定締結後に配置予定の本事業を管理、監督する事業責任者及び本事業の担当者（以下「責任者等」という。）について記入すること。

（イ）主な経歴の欄には、責任者等が令和 4 年度以降に実施した本事業と同種の事業を最大 4 件まで記載すること。

7 提出書類の取扱い

(1) 提出期限終了後は岐阜市の同意なく、提出書類に記載された内容を変更することは認めない。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 提出書類は、広告付物品提供候補者を選定する作業に必要な範囲で複製を作成することがある。

(4) 提出書類（上記（3）の複製を含む。）は、この募集の目的以外に使用しない。

(5) 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和 60 年岐阜市条例第 28 号）に基づき、公開する場合がある。

(6) 提案者が提供した従業員等の個人情報は、この募集の実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。

(7) 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）により行う。

(8) 提出書類の内容について、別途確認することがある。

8 質問及び回答

(1) 質問方法

（ア）所定の質問書（様式 5）を電子メールで提出し、電話にて着信確認を行うこと。

（イ）電子メール：kodomosei@city.gifu.gifu.jp 電話：058-214-2397（直通）

(2) 質問書提出期限

令和 6 年 11 月 25 日（月）午後 5 時まで

(3) 質問の回答方法

質問への回答は、質問者の名前を伏せて岐阜市ホームページに掲載する。ただし、本広告付物品提供者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。なお、質問への回答は、募集要領等の追加又は修正とみなす。

(4) 質問の回答期限

令和 6 年 11 月 29 日（金）

9 選定の方法

(1) 選定委員会の設置

「岐阜市 親と子のハンドブック ぶりあ」広告付物品提供者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定を行う。

(2) 選定方法

選定委員会で定めた評価基準に基づき、選定委員会の委員が企画提案書等の内容及びヒアリングから総合的に審査し、採点する。提案者ごとに採点した平均点を評価点とし、評価点が最も高い提案者を広告付物品提供候補者として選定する。なお、評価項目、評価視点及び配点は、別紙「評価基準表」のとおりとする。

ただし、評価点が 60 点（以下「基準点」という。）に達しないものは広告付物品提供候補者として選定しない。

また、基準点に達していたとしても、評価基準表の評価項目の小項目のうち 1 項目でも「劣っている」と審査されたときは、広告付物品提供候補者として選定しない場合がある。

なお、最も高い評価点の者が複数いる場合は、項目ごとに比較し、「編集・企画内容」、「事業体制」、「実績」の順で選定を行うが、この場合においても広告付物品提供候補者が選定できないときには、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、広告付物品提供候補者を選定する。

(3) ヒアリング

企画提案書を提出した者に対し、以下のとおりヒアリングを行う。

(ア) 実施日

令和 7 年 1 月 10 日（金）

(イ) 出席者

事業責任者を含む 3 人以内

(ウ) 内容

企画提案内容の説明及び質疑応答

(エ) 時間

1 者につき質疑応答を併せ 30 分以内

(オ) その他

ヒアリングは非公開とし、会場、時間等は別途連絡する。

提案内容の説明は提出した資料のみを用いて行い、説明支援機器等の使用は認めない。

また、ヒアリングの追加資料及び企画提案書等に記載していない新たな情報の使用は認めない。

※提案者多数の場合は、評価基準表における「編集・企画内容」により、ヒアリングの提案者を 5 者程度に選定する場合がある。

10 提案者が 1 者の場合等の取扱い

(1) 提案者が 1 者のみの場合も審査を実施し、評価点が基準点を超える場合は、当該提案者を広告付物品提供候補者とする。

(2) (1) で基準点を満たさない場合、提案者が 2 者以上で基準点を満たす提案者が 1 者もない場合又は提案者がいない場合は、再度募集を実施する。

11 審査結果の通知

審査完了後、結果のみを後日、参加者全員に文書で通知するとともに、岐阜市ホームページで公表する。なお、評価値を算出するための計算式は公開しないものとし、結果に対する異議は一切受け付けない。

12 担当部署との協議

広告付物品提供候補者は、協定締結に向けて仕様書の内容について担当部署と協議を行う。仕様書等の詳細は、広告付物品提供候補者がこの募集で提案した内容が基本となるものの、岐阜市と広告付物品提供候補者との協議により最終的に決定する。

なお、広告付物品提供候補者との協議が不調のときは、審査により順位づけられた上位の者から順に、協定締結に向けた交渉を行う。

13 その他

(1) 提案者は、募集要領等を熟読し、それらを遵守すること。

(2) 提案者は、募集要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し出ることとはできない。

(3) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 当該事業の広告付物品提供者の決定については、広告付物品提供候補者を対象として事業内容、仕様書等の協定内容を岐阜市と協議した上で決定するため、事業者の選定をもって提案者の企画提案の内容全てを了承するものではなく、また、当該広告付物品提供者を決定するものではない。

(5) 提出書類に虚偽の記載をしたと岐阜市が判断した場合には、企画提案書等を無効とする。なお、企画提案書等を無効とした場合は、別途通知するものとする。

(6) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

(ア) 参加資格等、提出書類等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

(イ) この募集を公告した日以後、選定委員会委員と当該事業に関する接触を求めた場合

14 事務局

〒500 - 8701 岐阜県岐阜市司町 40 番地 1 (岐阜市役所 18 階)

岐阜市子ども未来部子ども政策課 担当 谷ノ上、石子

電話 058-214 - 2397 (直通)

電子メール kodomo-sei@city.gifu.gifu.jp

評価基準表

1 評価点数

各評価項目とも次の4段階で評価します。

	5点の項目	10点の項目	15点の項目
優れている	5点	10点	15点
やや優れている	3点	6点	9点
普通	1点	2点	3点
劣っている	0点	0点	0点

2 評価項目、評価視点及び配点

次に定める評価項目及び評価視点で評価を行います。

評価項目		評価視点	配点
大項目	小項目		
全体	事業の理解度	本事業の目的を的確に理解しているか。	10点
編集・企画内容	情報量	行政情報や子育て支援情報を十分に反映することができるページ数を確保しているか。	5点
	デザイン・構成	利用者に対して見やすく、分かりやすいデザイン、構成、マップ等となっているか。 行政情報が見やすいよう、広告のデザイン・構成に工夫があるか。	15点
	子育て支援情報・特集記事	利用者にとって、有益性、関心度の高い母子保健情報や子育て支援情報が企画・提案されているか。	15点
広告	広告営業	広告の確保方策は明確であるか。	10点
事業体制	実施体制・事業スケジュール	人員は適切に配置されているか。また、当該事業に携わるスタッフは、十分な専門性や経験を有しているか。 また、事業スケジュールは無理のない適切なものとなっているか。	5点
	アフターサポート	発行後の第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合の対応体制は万全を期しているか。	5点
実績	類似実績	同種・類似事業の実績は十分か。	10点
その他	ヒアリング	ヒアリングの際、事業に対する知識や経験に裏付けされた論理的な説明がなされたか。また、事業に対する取組意欲が十分であるか。	10点
	独自性	独自性を持った提案がなされているか。	15点
合計点			100点